平成２７年（フ）第３３７７号
大阪府吹田市南吹田２丁目７番15―403号
債務者　関　貴美子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８７号
大阪府四條畷市岡山東１丁目８番２号小南忍ヶ丘ビル505、前住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目１番２―501号
債務者　井田　智広
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２７号
大阪府寝屋川市境橋町１番24号（302号）
債務者　川添　隆義
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７４号
大阪市西淀川区大和田４丁目13番21号　大和田マンション408号室
債務者　山口　　桜
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８３号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番13―306号
債務者　張田　麻紀（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８６号
大阪市住吉区我孫子東２丁目10番16―606号
債務者　森脇　敬太
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８８号
大阪府枚方市大峰南町30番２―506号
債務者　奥野　辰弥
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６６６号
大阪市住吉区我孫子５丁目11番23号アビテⅡ201号
債務者　稲江　加代
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６６８号
大阪府寝屋川市郡元町１番20号、前住所大阪府寝屋川市香里新町７番６―902号
債務者　吉村　法子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６７４号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―812号
債務者　深水　高弘
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８６号
大阪市阿倍野区文の里４丁目３番14号
債務者　木田　好彦
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０５号
大阪府茨木市南安威２丁目４番８―102号
債務者　佐々木英一
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８１２号
大阪府高槻市春日町８番48号サニーパーク春日303号、元事業所所在地大阪府高槻市高槻町14―８　２階
債務者　ＴｏＲａＮｃＩこと　寅屋敷敦司
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２１号
大阪市北区同心２丁目１番30―801号
債務者　西仲　忠明
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９０９号
大阪府池田市神田１丁目24番３号　205号
債務者　五藤　宏美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１３号
大阪府八尾市志紀町２丁目74番地　パウゼ志紀203号
債務者　中原　良子（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１４号
大阪市東淀川区井高野４丁目４番６―306号
債務者　三木　直樹
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部